

社会福祉連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例

2023 年 7 月 28 日

日本公認会計士協会

項番号

I	本実務指針の適用範囲	
1.	適用範囲	1
2.	背景	4
II	財務報告の枠組み	
1.	財務報告の枠組み	9
2.	法令等に定める計算関係書類（計算書類及び附属明細書）等及び監査対象	
(1)	計算関係書類	14
(2)	財産目録	16
III	監査上の取扱い	
1.	その他の記載内容	18
2.	記載順序	19
3.	社会福祉連携推進法人の認定初年度の取扱い	20
4.	監査実施概要及び監査結果の説明書の作成について	22
IV	適用	30
	付録 独立監査人の監査報告書の文例	

## 《 I 本実務指針の適用範囲》

### 《 1. 適用範囲》

1. 本実務指針は、社会福祉連携推進法人における法定監査及びこれに準ずる監査上の取扱いについてまとめたものである。
2. 本実務指針の適用に際し関連する監査基準報告書は、主に以下のとおりである。
  - ・ 監査基準報告書 210「監査業務の契約条件の合意」（以下「監基報 210」という。）
  - ・ 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（以下「監基報 260」という。）
  - ・ 監査基準報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」（以下「監基報 265」という。）
  - ・ 監査基準報告書 570「継続企業」
  - ・ 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
  - ・ 監査基準報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
  - ・ 監査基準報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
  - ・ 監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（以下「監基報 720」という。）なお、適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準報告書と併せて理解することが求められる（監査基準報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」（以下「監基報 200」という。）第 17 項から第 19 項及び第 21 項）。
3. 本実務指針は、監査基準報告書に記載された要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであるが、一部監査基準報告書に加え新たに要求事項を追加している（第 28 項）。

### 《 2. 背景》

4. 2020 年（令和 2 年）6 月の社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から社会福祉連携推進法人制度が新たに創設された。

社会福祉連携推進法人制度は、社会福祉連携推進方針を定め、当該方針に沿って参加する法人の社会福祉に係る業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、都道府県知事等の所轄庁が社会福祉連携推進法人として認定する仕組みであるとされている（「社会福祉連携推進法人の認定等について」（令和 3 年 11 月 12 日 社援発 1112 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知））。
5. 社会福祉連携推進法人は、定款の定めにより会計監査人を置く場合及び事業の規模が以下の基準のいずれかに該当する場合、会計監査人による監査を受けなければならない（「社会福祉連携推

進法人の認定等について」(令和3年11月12日 社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知 別添社会福祉連携推進法人認定・運営基準第3 5 (2) ①))。

- ・最終会計年度において定時社員総会の承認を受けた損益計算書(現に会計監査人を設置している法人にあつては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第127条の規定により、社員総会に報告された損益計算書)中、「当該年度決算(A)」の「サービス活動収益計(1)」欄に計上される額が30億円を超えること。
- ・最終会計年度において定時社員総会の承認を受けた貸借対照表(現に会計監査人を設置している法人にあつては、一般法人法第127条の規定により、社員総会に報告された貸借対照表とし、一般社団法人成立後、最初の定時社員総会までの間にあつては、一般法人法第123条第1項に規定する成立の日における貸借対照表)の負債の部に計上される額の合計額が60億円を超えること。

6. 本実務指針はこれらの制度の制定を踏まえ、厚生労働省令において定められた社会福祉連携推進法人会計基準及びこれに関連する社会・援護局通知等に準拠して作成された社会福祉連携推進法人の計算関係書類及び財産目録の監査に対応するための一般的指針として作成したものである(なお、本報告書において「計算関係書類」とは、社会福祉連携推進法人が「社会福祉連携推進法人会計基準」に基づいて作成する貸借対照表、損益計算書(損益計算書内訳表を含む。以下同じ)、計算書類に対する注記及び附属明細書をいう。)

7. 本実務指針の取りまとめに当たっては、Ⅱにおいて、財務報告の枠組みについて言及し、Ⅲにおいて、監査報告書の文例を作成する前提として監査上の取扱いについて検討を行い、付録の文例を作成した。

8. 本実務指針では、以下の略称を使用している。

- (1) 「社会福祉連携推進法人会計基準」－社会福祉連携推進法人会計基準(令和3年厚生労働省令第177号(令和3年11月12日))
- (2) 「運用上の取扱い」－社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて(令和3年11月12日 社援発1112第2号 厚生労働省社会・援護局長通知)
- (3) 「運用上の留意事項」－社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について(令和3年11月12日 社援基発1112第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

## 《Ⅱ 財務報告の枠組み》

### 《1. 財務報告の枠組み》

9. 社会福祉連携推進法人の会計は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない(社会福祉法第138条第1項において読み替えて準用する同法第45条の23)。「厚生労働省令で定める基準」として、「社会福祉連携推進法人会計基準」が定められている。社会福祉連携推進法人会計基準では、社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進法人会計基準で定めるところ

に従って会計処理を行い、会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）、その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない旨（社会福祉連携推進法人会計基準第1条第1項）が規定されている。なお、注記は計算書類に記載するものとされているため、計算書類を構成するものと考えられる（社会福祉連携推進法人会計基準第20条第1項）。

また、社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進法人会計基準で定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の慣行を斟酌しなければならないとされている（社会福祉連携推進法人会計基準第1条第2項）。ここで「一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の慣行」の中には「運用上の取扱い」や「運用上の留意事項」が含まれるものと解される。

以上のことから、これらの社会福祉連携推進法人会計基準により規定されている財務報告の枠組みは、法令によって規定されていることから、一般目的の財務諸表のために受入可能であると推定される（監基報210のA9項）。

10. 社会福祉連携推進法人会計基準では、社会福祉連携推進法人が作成すべき各会計年度に係る計算書類として、貸借対照表及び損益計算書を規定している（社会福祉連携推進法人会計基準第10条第1項第1号及び第2号）。また、計算書類の注記事項として、「社会福祉連携推進法人の資産、負債及び純資産の状態並びに純資産の増減の状況を明らかにするために必要な事項」を追加開示することが求められている（社会福祉連携推進法人会計基準第20条第1項第14号）。
11. したがって、社会福祉連携推進法人会計基準に規定する計算書類は、一般目的として受入可能であり、また、社会福祉連携推進法人会計基準は監基報200第12項(13)に規定する適正表示の枠組みの要件を満たしていると考えられるため、一般目的の財務報告の枠組みであり、適正表示の枠組みであると考えられる。
12. また、社会福祉連携推進法人会計基準では、社会福祉連携推進法人が作成すべき各会計年度に係る計算書類等として、先述した書類に加え、財産目録を規定している（社会福祉法第138条第1項において読み替えて準用する同法第45条の34第1項第1号）。財産目録の様式では、「貸借対照表科目」、「場所・数量等」、「使用目的等」及び「金額」を記載するものとされている。このうち、「貸借対照表科目」及び「金額」については、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の基準に準拠して、貸借対照表と整合して作成されるものである。また、社会福祉連携推進目的取得財産残額の額は、損益計算書内訳表の社会福祉連携推進業務会計の当期末純資産残高と同額が記載される。
13. したがって、社会福祉連携推進法人会計基準に規定する財産目録は、一般目的として受入可能であるが、社会福祉連携推進法人会計基準において要求される事項の遵守が要求されるのみであるため、監基報200第12項(13)に規定する適正表示の枠組みの要件を満たしておらず、準拠性の枠組みであると考えられる。

## 《2. 法令等に定める計算関係書類（計算書類及び附属明細書）等及び監査対象》

### 《(1) 計算関係書類》

14. 社会福祉連携推進法人は、毎会計年度終了後三月以内に、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び附属明細書（以下「計算関係書類」という。）を作成しなければならない（社会福祉法第 144 条において読み替えて準用する同法第 59 条第 1 号）。
15. 定款の定めにより会計監査人を設置している社会福祉連携推進法人及び社会福祉法第 127 条第 5 号ホ(2)及び社会福祉法施行令第 33 条に該当する事業の規模を有する社会福祉連携推進法人は、計算関係書類について会計監査人の監査を受けなければならないこととされている（社会福祉法第 138 条第 2 項において読み替えて適用する一般法人法第 124 条第 2 項第 1 号及び社会福祉法施行規則第 40 条第 7 項第 1 号）。

### 《(2) 財産目録》

16. 社会福祉連携推進法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、財産目録を作成しなければならない（社会福祉法第 138 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 45 条の 34 第 1 項第 1 号）。先述のように、財産目録の様式（運用上の取扱い 別紙 3）では、「貸借対照表科目」、「場所・数量等」、「使用目的等」及び「金額」を記載するものとされている。このうち、「貸借対照表科目」及び「金額」については、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の基準に準拠して、貸借対照表と整合して作成されるものである。また、社会福祉連携推進目的取得財産残額の額は、損益計算書内訳表の社会福祉連携推進業務会計の当期末純資産残高と同額が記載される。

会計監査人は、財産目録（社会福祉連携推進法人会計基準第 10 条第 1 号に規定する貸借対照表に対応する項目に限る。）を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない（社会福祉法施行規則第 40 条第 7 項第 3 号）。したがって、監査報告書の文例上、財産目録も会計監査人の意見の対象としている。ただし、社会福祉連携推進法人会計基準では財産目録が計算関係書類の範囲には含まれていないことから、計算関係書類に対する意見とは区分した「財産目録に対する意見」区分を設け、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表に整合して作成されているかについて意見を表明することとした。

17. 財産目録に対する監査意見の対象となる項目は、貸借対照表に対応する項目に限られるとされており、具体的には、財産目録の記載項目（運用上の取扱い 別紙 3）のうち、「貸借対照表科目」及び「金額」が対象となる。

## 《Ⅲ 監査上の取扱い》

### 《1. その他の記載内容》

18. その他の記載内容とは、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容をいう。その他の記載内容は、通常、財務諸表及びその監査報告書を除く、企業の年次報告書に含まれる財務情報及び非財務情報である（監基報 720 第 11 項(1)）。

また、年次報告書とは、法令等又は慣行により経営者が通常年次で作成する単一又は複数の文書であり、企業の事業並びに財務諸表に記載されている経営成績及び財政状態に関する情報を所有者（又は類似の利害関係者）に提供することを目的としているものをいう。年次報告書には、財務諸表及びその監査報告書が含まれているか、又は添付されており、通常、企業の動向、将来の見通し、リスク及び不確実性に関する情報並びに企業のガバナンスに関する情報が含まれる（監基報 720 第 11 項(3)）。

社会福祉連携推進法人における年次報告書としては、社会福祉法第 138 条において読み替えて準用する一般法人法第 123 条第 2 項に規定する事業報告及びその附属明細書、計算関係書類並びに財産目録が該当する。

社会福祉連携推進法人は、毎会計年度終了後三月以内に厚生労働省令で定めるところにより、事業報告及びその附属明細書を作成しなければならないとされているが、当該事業報告及びその附属明細書には、通常、法人の動向、将来の見通し、リスク及び不確実性に関する情報並びに法人のガバナンスに関する情報も含まれている。

なお、社会福祉連携推進法人が作成する財産目録は計算関係書類及び財産目録に対する監査におけるその他の記載内容に該当するが、財産目録のうち、貸借対照表科目及び金額については別途意見の対象としていることから、その他の記載内容から除くこととした。

### 《2. 記載順序》

19. 「継続事業の前提に関する重要な不確実性」区分、追記情報（強調事項又はその他の事項）及び「その他の記載内容」区分の記載順序については、利用者にとって関心の高い情報、つまり相対的重要性に関する監査人の判断によって決定することになる。

### 《3. 社会福祉連携推進法人の認定初年度の取扱い》

20. 監査の対象となる貸借対照表及び損益計算書には、それぞれ前年度の決算額が記載される（社会福祉連携推進法人会計基準第 14 条、第 1 号様式、同第 19 条、第 2 号第 1 様式及び第 2 様式）。監査基準報告書 510「初年度監査の期首残高」（以下「監基報 510」という。）及び監査基準報告書 710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」（以下「監基報 710」という。）の内容を踏まえ、初年度の監査に当たり、前年度の計算関係書類が監査されていない場合に、監査人は、監査報告書のその他の事項区分に対応数値が監査されていない旨を記載しなければならないこと（監基報 710 第 13 項）や、当該記載によっても、当年度の計算関係書類に重要な影響を及ぼす虚偽表示が期首

残高に含まれていないという十分かつ適切な監査証拠の入手に関する要求事項が免除されるわけではないこと（監基報 510 第 5 項、監基報 710 第 13 項）に留意する。

21. 一般社団法人が社会福祉連携推進法人の認定を受けた場合には、当該認定を受けた会計年度の期首から社会福祉連携推進法人会計基準を適用することができる（「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた FAQ (NO. 2)」について」（令和 5 年 3 月 22 日 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 事務連絡）問 49-1）。また、一般社団法人が、社会福祉連携推進法人の認定を受けた場合の公認会計士等による監査の対象期間については、認定を受けた日から期末までの期間を対象とすることとされている（同事務連絡 問 49-2）。

この事務連絡に従って、一般社団法人が、社会福祉連携推進法人の認定を受けた場合には、定款の定めにより会計監査人を設置している社会福祉連携推進法人及び社会福祉法第 127 条第 5 号ホ(2)及び社会福祉法施行令第 33 条に該当する事業の規模を有する社会福祉連携推進法人においては、当該認定を受けた日から期末までの期間全体にわたり、社会福祉連携推進法人会計基準に従って作成された計算関係書類に対して監査を実施し、監査意見を表明することに留意する。

#### 《 4. 監査実施概要及び監査結果の説明書の作成について》

22. 監査人には監査の実施過程において、監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に基づき、社会福祉連携推進法人及び社会福祉連携推進法人の環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価が求められている。また、監査人は監基報 260 や監基報 265 に基づき、監事等のガバナンスに責任を有する者とコミュニケーションを行うことが求められている。

23. 監査人は、社会福祉連携推進法人との合意、又は日本公認会計士協会の他の実務指針の追加的な要求事項によってコミュニケーションを行うことが求められる場合がある（監基報 260 第 3 項）。

これには、財務報告プロセスの監視には必ずしも関連しないが、監事にとって重要となる可能性の高い追加的な事項に気付くことがあり、追加的な事項には、例えば社会福祉連携推進法人のガバナンスの構造やプロセスに関する重要な事項が含まれるとされている（監基報 260 の A33 項）。

監査人は、監査上の重要な発見事項について、監事とコミュニケーションを行わなければならないとされ、書面又は電磁的記録によるコミュニケーションには、監査の実施過程で生じた全ての事項を含める必要はないとされている（監基報 260 第 18 項）。

24. 監査人は、実施した監査手続の結果、発見した事項を検討し、内部統制の不備に該当するかどうかを判断しなければならない。内部統制の不備を識別した場合、内部統制の不備が、単独で又は複数組み合わさって重要な不備となるかどうかを判断しなければならない。また、監査人は、監査の過程で識別した重要な不備を、適時に、書面又は電磁的記録により監事に報告しなければならない（監基報 265 第 6 項から第 8 項）。

また、監査人は、適切な階層の理事者に、重要な不備は書面又は電磁的記録で、その他の内部統制の不備のうち、監査人が職業的専門家として、適切な階層の理事者の注意を促すに値すると判断したものは、適時に報告しなければならない（監基報 265 第 9 項）。

なお、監査人は、重要な不備を報告する際、以下の(1)(2)を記載しなければならない（監基報 265 第 10 項）。

(1) 不備の内容とそれによって見込まれる影響の説明

(2) 監事及び理事者が、当該報告の前提を理解するための十分な情報。特に、次の①から③を説明しなければならない。

① 監査の目的は、財務諸表に対する監査人の意見を表明することにある旨

② 監査には、財務諸表の作成に関連する内部統制の検討が含まれるが、これは、状況に応じた適切な監査手続を立案するためであり、内部統制の有効性に対して意見を表明するためではない旨

③ 報告する事項は、監査人が、監査の過程で識別し監事に報告するに値するほど重要と判断した不備に限定される旨

25. 社会福祉連携推進法人の会計監査に対する社会的な期待に応える観点からは、経営の透明性の向上や内部統制の向上の観点から、法人運営の課題として認識した事項について、社会福祉連携推進法人に指摘し改善を促すために助言を行うことが期待される。

26. 内部統制の不備の評価に当たっては、(1)法人全般の統制、(2)各種事業の統制、(3)決算の統制に関して、内部統制の重要な不備やその他の内部統制の不備について、監基報 265 に基づきガバナンスに責任を有する者とコミュニケーションを行う。

27. 所轄庁が、社会福祉法第 144 条における準用後の同法第 56 条第 1 項の規定等に基づく指導監査を行う場合、「社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について」（令和 4 年 12 月 26 日社援発 1226 第 5 号厚生労働省社会・援護局長通知）（以下「局長通知」という。）別添「社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱」により、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができることとされている。

なお、当該局長通知では、「独立監査人の監査報告書」及び「監査実施概要及び監査結果の説明書」の作成方法や留意事項については、本実務指針によることとされている。

28. 局長通知において求められている事項について、会計監査人が理事者及び監事と書面又は電磁的記録でコミュニケーションを行う場合には、「監査実施概要及び監査結果の説明書」において記載することが必要となる。会計監査人の監査は、財務関係に関する確認を行うだけでなく、監査の過程において法人の内部統制についての確認や問題がある場合には内部統制の整備・運用の改善に向けた助言を行うことが社会的に要請されているところであり、「監査実施概要及び監査結果の説明書」には、これらの事項についても記載する。この記載は、監基報 265 の内部統制の不備に関するコミュニケーションの一環として実施するものであるため、当該記載を行う水準は、監基報 265 に基づきガバナンスに責任を有する者とコミュニケーションを行う際的水準と同水準が想定される。また、局長通知によれば、所轄庁は法人から計算関係書類等に加え、「独立監査人の監査報告書」及び「監査実施概要及び監査結果の説明書」の提出を受け、書類を確認した上で一般監査の実施周期の延長及び指導監査事項の省略を判断するとされている。



29. 「監査実施概要及び監査結果の説明書」では、例えば、以下の事項を記載することが考えられるが、記載事項については、適宜必要に応じて検討することが考えられる。

(1) 理事者と監査人の責任

(2) 監査の概要

- ① 監査の対象となる会計年度
- ② 監査の対象範囲
- ③ 監査の方法の概要
- ④ 監査チームの体制
- ⑤ 監査時間
- ⑥ コミュニケーションの概要 等

(3) 監査の結果

- ① 監査意見
- ② 追記情報に関する事項
- ③ 会計方針並びに会計処理に関する事項（監査の過程で識別した虚偽表示）
- ④ 内部統制に関する事項
  - (i) 重要な不備
  - (ii) その他の改善事項
- ⑤ 重要な不正及び違法行為に関する事項 等

(4) 品質管理体制

(5) その他の報告事項

## 《IV 適用》

30. 本実務指針は、2023年3月31日以後終了する会計年度に係る監査から適用する。

## 《付録 独立監査人の監査報告書の文例》

以下において、社会福祉連携推進法人において法定監査を実施する場合の監査報告書の文例を示し、実務の参考に供するものとする。

### 1. 無限定適正意見

文例 1 - 社会福祉法第 138 条第 2 項において読み替えて準用する一般法人法第 124 条第 2 項第 1 号の規定に基づく計算関係書類に対する法定監査である場合の文例

文例 2 - 継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続事業の前提に関する事項が計算関係書類に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明する場合の文例

### 2. 除外事項付意見

#### (1) 限定付適正意見

文例 3 - 重要な虚偽表示による限定付適正意見の文例

文例 4 - 監査範囲の制約による限定付適正意見の文例

#### (2) 不適正意見

文例 5 - 重要な虚偽表示による不適正意見の文例

#### (3) 意見不表明

文例 6 - 監査範囲の制約による意見不表明の文例

### 3. 追記情報

文例 7 - 「強調事項」区分を設ける場合の文例

## 1. 無限定適正意見

### 文例 1－社会福祉法第 138 条第 2 項において読み替えて準用する一般法人法第 124 条第 2 項第 1 号の規定に基づく計算関係書類に対する法定監査である場合の文例

(文例の前提となる状況)

監査人は、監査報告書の日付以前にその他の記載内容の全てを入手し、その他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない。

#### 独立監査人の監査報告書

×年×月×日

社会福祉連携推進法人〇〇  
理事会 御中 (注 1)

〇〇公認会計士事務所  
〇〇県□□市  
公認会計士 〇〇〇〇  
〇〇公認会計士事務所  
〇〇県□□市  
公認会計士 〇〇〇〇  
(注 2) (注 3)

#### < 計算関係書類監査 >

##### 監査意見

私たち (注 4) は、社会福祉法第 138 条第 2 項において読み替えて準用する一般法人法第 124 条第 2 項第 1 号の規定に基づき (注 7)、社会福祉連携推進法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××会計年度 (注 5) の貸借対照表、損益計算書 (損益計算書内訳表を含む。)、計算書類に対する注記及びその附属明細書 (以下「計算関係書類」という。) について監査を行った。

私たち (注 4) は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

私たち (注 4) は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち (注 4) の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち (注 4) は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち (注 4) は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち (注 4) の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち (注 4) はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類監査における私たち (注 4) の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私たち (注 4) が監査の過程で得た

知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注4）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たち（注4）が報告すべき事項はない。（注8）

#### 計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。（注6）

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別

した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私たち（注4）は、社会福祉法施行規則第40条第7項第3号の規定に基づき（注7）、社会福祉連携推進法人〇〇の×年3月31日現在の××会計年度（注5）の財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私たち（注4）は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の基準に準拠するとともに、貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私たち（注9）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 監査報告書の宛先は、法令等又は契約条件において規定されていることがある。監査対象となる計算関係書類を作成する法人の機関設計に応じて、監査報告書の提出先を宛先とする。

（注2） 監査責任者が電子署名を行う場合には、監査報告書にその氏名を表示する。

（注3）

① 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明であるときには、以下とする。

〇 〇 監 査 法 人

〇 〇 県 □ □ 市

指 定 社 員      公認会計士    〇〇〇〇  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士    〇〇〇〇  
業 務 執 行 社 員

（注2）

② 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇 〇 監 査 法 人

〇 〇 県 □ □ 市

代 表 社 員      公認会計士    〇〇〇〇  
業 務 執 行 社 員

業務執行社員 公認会計士 ○○○○  
(注2)

③ 会計監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

○ ○ 有限責任監査法人

○ ○ 事務所(注10)

指定有限責任社員 公認会計士 ○○○○  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 ○○○○  
業務執行社員

(注2)

(注4) 会計監査人が監査法人の場合には、「当監査法人」とする。

(注5) 法人の会計年度の呼称に合わせる。

(注6) 計算関係書類等に対する監査で監査基準報告書600「グループ監査」を適用する場合には、以下の文を実施項目に追加する。

- ・ 計算関係書類に対する意見を表明するために、計算関係書類に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

(注7) 会計監査人設置社会福祉連携推進法人以外の社会福祉連携推進法人で、法定監査の場合と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査の場合には、法定監査である場合の文例から、根拠条文である「社会福祉法第138条第2項において読み替えて準用する一般法人法第124条第2項第1号の規定に基づき、」及び「社会福祉法施行規則第40条第7項第3号の規定に基づき、」の文言を「……の規定に基づく監査に準じて、」に変更する。

(注8) 監査報告書日より後にその他の記載内容の一部又は全部を入手する予定である場合は、監基報720付録2文例2又は文例3を参照。また、監査報告書日以前にその他の記載内容を全て入手したが、当該その他の記載内容に関して重要な誤りが存在すると結論付けた場合には監基報720付録2文例4を参照。

(注9) 会計監査人が監査法人の場合には、「当監査法人又は業務執行社員」とする。

(注10) 事業所の都市名を記載する場合は、「○○県□□市」のように記載する。

文例 2－継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続事業の前提に関する事項が計算関係書類に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明する場合の文例

<計算関係書類監査>

監査意見

(文例 1 に同じ)

監査意見の根拠

(文例 1 に同じ)

継続事業の前提に関する重要な不確実性

継続事業の前提に関する注記に記載されているとおり、法人は、……の状況にあることから、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算関係書類は継続事業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算関係書類に反映されていない。

当該事項は、私たち(注4)の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

(文例 1 に同じ)

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

(文例 1 に同じ)

計算関係書類の監査における監査人の責任

(文例 1 に同じ)

(注4) 文例 1 に同じ。

## 2. 除外事項付意見

### (1) 限定付適正意見

#### 文例3－重要な虚偽表示による限定付適正意見の文例

(文例の前提となる状況)

監査人は監査報告書の日付以前にその他の記載内容の全てを入手しており、計算関係書類に重要な虚偽表示があり、当該事項がその他の記載内容にも影響を及ぼしている。

#### <計算関係書類監査>

##### 限定付適正意見

私たち(注4)は、社会福祉法第138条第2項において読み替えて準用する一般法人法第124条第2項第1号の規定に基づき(注7)、社会福祉連携推進法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××会計年度(注5)の貸借対照表、損益計算書(損益計算書内訳表を含む。)、計算書類に対する注記及びその附属明細書(以下「計算関係書類」という。)について監査を行った。

私たち(注4)は、上記の計算関係書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算関係書類に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 限定付適正意見の根拠

法人は、……について、……ではなく、……により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の基準に準拠していれば、……を計上することが必要である。この結果、……は××百万円過大(過少)に表示されている。この影響は……である(注11)。したがって、計算関係書類に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

私たち(注4)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち(注4)の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち(注4)は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち(注4)は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち(注4)の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち(注4)はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における私たち(注4)の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私たち(注4)が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち(注4)は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載したとおり、法人は、……を計上することが必要であった。



私たち（注4）は、同様の理由から、事業報告及びその附属明細書に含まれる……を計上しなかったことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任  
（文例1に同じ）

計算関係書類の監査における監査人の責任  
（文例1に同じ）

（注4）（注5）（注7） 文例1に同じ。

（注11） 「……」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、不適正意見ではなく限定付適正意見とした理由を、計算関係書類の利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイダンス）」Q1-6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

## 文例 4－監査範囲の制約による限定付適正意見の文例

(文例の前提となる状況)

監査人は監査報告書の日付以前にその他の記載内容の全てを入手しており、計算関係書類の重要な項目に関して監査範囲の制約があり、当該制約がその他の記載内容にも影響を及ぼしている。

### <計算関係書類監査>

#### 限定付適正意見

私たち(注4)は、社会福祉法第138条第2項において読み替えて準用する一般法人法第124条第2項第1号の規定に基づき(注7)、社会福祉連携推進法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××会計年度(注5)の貸借対照表、損益計算書(損益計算書内訳表を含む。)、計算書類に対する注記及びその附属明細書(以下「計算関係書類」という。)について監査を行った。

私たち(注4)は、上記の計算関係書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算関係書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 限定付適正意見の根拠

法人は、……している。私たち(注4)は、……により……できなかつたため、……について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

したがって、私たち(注4)は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。この影響は……である(注12)。したがって、計算関係書類に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

私たち(注4)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち(注4)の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち(注4)は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち(注4)は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち(注4)の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち(注4)はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における私たち(注4)の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私たち(注4)が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち(注4)は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載したとおり、私たち(注4)は、……について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

したがって、私たち(注4)は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任  
(文例1に同じ)

計算関係書類の監査における監査人の責任  
(文例1に同じ)

(注4)(注5)(注7) 文例1に同じ。

(注12) 「……」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、意見不表明ではなく限定付適正意見とした理由を、計算関係書類の利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A(実務ガイダンス)」Q1-6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

## (2) 不適正意見

### 文例 5－重要な虚偽表示による不適正意見の文例

(文例の前提となる状況)

監査人は監査報告書の日付以前にその他の記載内容の全てを入手しており、計算関係書類に関する不適正意見を生じさせる事項はその他の記載内容にも影響を及ぼしている。

#### <計算関係書類監査>

##### 不適正意見

私たち(注4)は、社会福祉法第138条第2項において読み替えて準用する一般法人法第124条第2項第1号の規定に基づき(注7)、社会福祉連携推進法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××会計年度(注5)の貸借対照表、損益計算書(損益計算書内訳表を含む。)、計算書類に対する注記及びその附属明細書(以下「計算関係書類」という。)について監査を行った。

私たち(注4)は、上記の計算関係書類が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の計算関係書類に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を適正に表示していないものと認める。

##### 不適正意見の根拠

法人は、……について、……ではなく、……により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の基準に準拠していれば、……を計上することが必要である。この結果、……は××百万円過大(過少)に表示されている。

私たち(注4)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち(注4)の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち(注4)は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち(注4)は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち(注4)の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち(注4)はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における私たち(注4)の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私たち(注4)が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち(注4)は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「不適正意見の根拠」に記載したとおり、法人は、……を計上することが必要であった。

私たち(注4)は、同様の理由から、事業報告及びその附属明細書に含まれる……を計上しなかったことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任  
(文例 1 に同じ)

計算関係書類の監査における監査人の責任  
(文例 1 に同じ)

(注 4) (注 5) (注 7) 文例 1 に同じ。

### (3) 意見不表明

#### 文例 6－監査範囲の制約による意見不表明の文例

監査人が計算関係書類に対する意見を表明しない場合、監査報告書には、その他の記載内容に関する区分は含めない（監基報 720 A56 項参照）。

##### <計算関係書類監査>

##### 意見不表明

私たち（注 4）は、社会福祉法第 138 条第 2 項において読み替えて準用する一般法人法第 124 条第 2 項第 1 号の規定に基づき（注 7）、社会福祉連携推進法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××会計年度（注 5）の貸借対照表、損益計算書（損益計算書内訳表を含む。）、計算書類に対する注記及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）について監査を行った。

私たち（注 4）は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の計算関係書類に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、計算関係書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、監査意見を表明しない。

##### 意見不表明の根拠

私たち（注 4）は、……（意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった理由を記載する。）……、他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。その結果、私たち（注 4）は、……に関連する項目に関して、何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかつた。

##### 計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

（文例 1 に同じ）

##### 計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、私たち（注 4）は計算関係書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。私たち（注 4）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。

（注 4）（注 5）（注 7） 文例 1 に同じ。

### 3. 追記情報

#### 文例7－「強調事項」区分を設ける場合の文例

(文例の前提となる状況)

貸借対照表日後、監査報告書日前に法人は……することを×年×月×日開催の理事会において決議した。

計算関係書類の注記において、以下の開示が行われている。

#### 重要な後発事象

当法人は……することを×年×月×日開催の理事会において決議しております。  
(以下省略)

#### <計算関係書類監査>

##### 監査意見

(文例1に同じ)

##### 監査意見の根拠

(文例1に同じ)

##### その他の記載内容

(文例1に同じ)

##### 強調事項

計算書類に対する注記X重要な後発事象に記載されているとおり、法人は……することを×年×月×日開催の理事会において決議している。(注13)(注14)

当該事項は、私たち(注4)の意見に影響を及ぼすものではない。

##### 計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

(文例1に同じ)

##### 計算関係書類の監査における監査人の責任

(文例1に同じ)

(注4) 文例1に同じ。

(注13) 上記文例では、注記の該当部分を参照又は要約して強調事項を記載しているが、注記の該当部分をそのまま引用して強調事項を記載することもできる。

(注14) 注記の該当部分を参照又は要約して強調事項を記載する場合には、注記に使用されている用語を使用することに留意する。

以 上